

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案に対する附帯決議

平成二十年五月十五日  
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法と古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携を図ること。
  - 二、歴史的風致維持向上基本方針の策定及び歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないよう十分に留意するとともに、認定申請等に對しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。
  - 三、歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に過重な負担が課されることのないようにするとともに、必要な情報提供、財政的支援等について十分配慮すること。また、歴史的風致の維持・向上には、歴史的建築物に係る優れた知識と技能・技術が欠かせないことから、その担い手づくり、耐震技術の開発とその活用等に特段の配慮を行うこと。
  - 四、歴史的風致維持向上地区計画制度の運用に当たっては、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等において営業が可能となる土産物店や郷土料理店などの営業形態等により、周辺の居住環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、十分配慮すること。
  - 五、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、歴史的風致の維持及び向上にとって障害要因となることにかんがみ、無電柱化の推進に努めること。
- 右決議する。